

## ○五霞町医療費助成に関する条例施行規則

平成22年6月29日

規則第10号

改正 平成26年6月27日規則第22号

平成28年3月31日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、五霞町医療費助成に関する条例(平成22年五霞町条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「保護者」とは、条例第3条に規定する対象者(以下「対象者」という。)、対象者の親権を行う者及び条例第5条ただし書に規定する保護者等をいう。

(医療費助成受給者証の交付申請)

第3条 保護者は、対象者に係る医療費の助成を受けるために、五霞町医療費助成受給者証交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に対象者の被保険者証の写しを添えて、あらかじめ町長に申請しなければならない。

(受給者証の交付)

第4条 町長は、前条の交付申請が適切であると認めたときは、五霞町医療費助成受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。ただし、五霞町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年五霞村条例第12号。以下「支給条例」という。)第4条の規定に基づく医療福祉費の支給を受けることができる者への交付については、これを省略することができる。

2 対象者が小児であり、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの場合は、受給者証表面に、外来のみ有効である旨を表示するものとする。

(受給者証の再交付申請)

第5条 保護者は、受給者証を毀損し、汚濁し、又は紛失したときには、五霞町医療費助成受給者証再交付申請書(様式第3号。以下「再交付申請書」という。)により受給者証の再交付を申請することができる。

2 保護者は、受給者証を毀損し、又は汚濁し、再交付申請書を提出するときには、受給者証を添付しなければならない。

3 保護者は、受給者証を紛失し、再交付申請書の提出をした後に受給者証を発見したときには、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第6条 町長は、前条第1項の申請があり、適切であると認めたときは、受給者証を再交付しなければならない。ただし、町長は、支給条例第4条の規定に基づく医療福祉費の支給を受けることができる者への再交付については、これを省略することができる。

(助成申請)

第7条 保護者は、医療費の助成を受けようとするときは、五霞町医療費助成申請書(様式第4号。以下「助成申請書」という。)に医療機関の発行する領収書を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、町長は、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該領収書の添付を省略させることができる。

(助成決定)

第8条 町長は、助成申請書を受けたときは、その内容を審査の上、当該申請に係る助成の可否及び助成額を決定し、五霞町医療費助成決定通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。この場合において、助成決定額の支払については原則として交付申請書に記載された口座に振り込むものとする。

2 小児において支給条例第4条第2項第1号に定める控除額を助成する場合は、これを省略することができる。

(受給者証の返還)

第9条 保護者は、対象者の要件を欠いた受給者証を所持しているときには、直ちに受給者証を町長に返還しなければならない。

(助成額の返還)

第10条 町長は、対象者の疾病又は負傷に関し、保護者が第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において対象者に係る医療費の助成された額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療助成費を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第22号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の五霞町情報公開条例施行規則、第3条の規定による改正前の五霞町個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の五霞町特定個人情報保護条例施行規則、第6条の規定による改正前の五霞町圏央道五霞インターチェンジ周辺地区における土地区画整理事業に伴う固定資産税の減免の特例に関する規則、第7条の規定による改正前の五霞町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の五霞町医療費助成に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の五霞町医療福祉費支給に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の五霞町茨城県青少年のための環境整備条例の施行に関する規則、第11条の規定による改正前の五霞町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の五霞町児童福祉法施行細則、第13条の規定による改正前の五霞町立児童館管理規則、第14条の規定による改正前の五霞町保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則、第15条の規定による改正前の五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則、第16条の規定による改正前の五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則、第17条の規定による改正前の五霞町児童手当等事務処理規則、第18条の規定による改正前の五霞町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第19条の規定による改正前の

五霞町身体障害者福祉法施行細則，第20条の規定による改正前の五霞町知的障害者福祉法施行細則，第21条の規定による改正前の五霞町隣保館の設置及び管理に関する条例施行規則，第22条の規定による改正前の五霞町国民健康保険規則，第23条の規定による改正前の五霞町高額療養費貸付金条例施行規則，第24条の規定による改正前の五霞町国民健康保険税条例施行規則，第25条の規定による改正前の五霞町介護保険条例施行規則，第26条の規定による改正前の五霞町養育医療の給付等に関する規則，第27条の規定による改正前の五霞町廃棄物の処理及び清掃に関する規則，第28条の規定による改正前の五霞町土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則，第29条の規定による改正前の五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例施行規則，第30条の規定による改正前の五霞町ペット霊園等の設置の適正化に関する条例施行規則，第31条の規定による改正前の五霞町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則，第32条の規定による改正前の五霞町農業集落排水処理施設設置事業分担金徴収条例施行規則，第33条の規定による改正前の五霞町都市公園条例施行規則，第34条の規定による改正前の五霞町茨城県屋外広告物条例の施行に関する規則及び第35条の規定による改正前の岩井・境都市計画五霞町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で，現に残存するものは，当分の間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

# 五霞町医療費助成に関する条例施行規則

様式第1号(第3条関係)

五霞町医療費助成受給者証交付申請書

年度		作成日		年 月 日		1 削除		81 乳児		85 妊産婦		区分		受給者番号							
						2 新規		82 幼児(3歳未満)		89 幼児(3歳以上)											
						3 修正		80 小児		85 65歳以上重度心身障害者											
								83 重度心身障害者		88 母子家庭											
								87 父子家庭													
記録	1 受給者	個人コード	氏名	性別	生年月日	住所コード	居住地	欄方	世帯コード												
	2 親(父・母)				年 月 日					交付・認定年月日	交付番号	種別	1 年金(母子・遺族・障害・障害福祉)		1 該当 2 非該当 3 無申告						
	3 扶養者				年 月 日					年 月 日		1 2 3 4	2 特別児童扶養手当 3 身体障害者手当・養育手当 4 その他								
	4 被保険者					年 月 日					年 月 日		1 2 3 4	1 母・父 2 子 3 子のみ							
所得控除	1 受給者	前年の所得(控除前)	前年の所得(控除後)	雑損	医療費	社保・定額控除	小規模共済	本控	扶控	老控	学控	扶控	老控	定額	免控	除額・控除後の判定所得	非課税	課税	判定	判定額	
	2 配偶者(父・母)																				
	3 扶養義務者																				
加入医療保険	1	保険者コード	種別	退職区分	保険区分	取得年月日	喪失年月日	被保険者証又は組合員証の記号番号				保険種別の内容				退職区分の内容		保険区分の内容			
	2					年 月 日	年 月 日					1 国民 2 組合 3 月雇 4 前雇				5 共済 6 国保 7 国組 8 後期		1 本人 2 被扶養者		1 本人 2 家族	
	3					年 月 日	年 月 日					開始				終了		年度			
	4					年 月 日	年 月 日					有効期間				更新		前年度			
口座項目	銀行コード	支店コード	科目	口座番号	口座名義人(カナ)								妊娠届		出産予定日		妊娠届出日				
													年 月 日		年 月 日						
備考	事由	取得年月日	事由	取得年月日	電話番号		上記のとおり医療費助成受給者証の交付(更新)を申請します。														
	事由	年 月 日	事由	年 月 日	メモ欄1		年 月 日														
備考	1 新規	5 障害等	1 死亡	2 転出	メモ欄2		五霞町長 様														
備考	2 転入	6 差別	2 転出	3 転入			生所														
備考	3 生保非該当	7 高校等在学	3 生保該当	4 帰国			申請者														
備考	4 無効	8 その他	4 帰国	8 その他			氏名														
備考	1 課税特例	2 戸籍簿	3 住民票	4 国保台帳	5 被保険者証	6 国民年金等台帳	印														
備考	1 課税特例	2 戸籍簿	3 住民票	4 国保台帳	5 被保険者証	6 国民年金等台帳	印														
備考	1 課税特例	2 戸籍簿	3 住民票	4 国保台帳	5 被保険者証	6 国民年金等台帳	印														

# 五霞町医療費助成に関する条例施行規則

様式第2号(第4条関係)

(表)

㊦ 五霞町医療費助成受給者証		
公費負担者番号		
受給者番号		
被保険者証等の記号及び番号		
保険種別	国 退 政 組 船 共 国 組 後 期	
保険者番号		
受給者	住所	茨城県猿島郡五霞町 番地
	氏名	男女
	生年月日	年 月 日
有効期間	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
外来のみ有効※小児で外来のみ対象の場合		
五 霞 町 印		
交付年月日	年 月 日	

(裏)

## 注 意 事 項

- 1 この受給者証は、五霞町医療費助成に関する条例により医療費の助成を受けることができるものですので、大切に保管してください。
- 2 医療費の助成を申請するときは、この受給者証及び医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費に関する証明書若しくは医療保険の保険者が発行する附加給付に関する証明書並びに印鑑を持参してください。
- 3 加入医療保険又はこの受給者証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに五霞町役場へ届け出てください。
- 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、直ちに五霞町役場へ返還してください。
- 5 御不明な点がございましたら、五霞町役場にお尋ねください。

# 五霞町医療費助成に関する条例施行規則

様式第3号(第5条関係)

--

㊦ 五霞町医療費助成受給者証再交付申請書			
公費負担者番号		対象者 氏名	男女
受給者番号		生年月日	年 月 日生
再交付申請 の理由			
誓 約 書 受給者証を発見したときは、直ちに返還します。受給者証を紛失したために生じた事故については、貴町に負担をかけることを誓約いたします。 <div style="text-align: right;">受給者 ㊦</div>			
上記のとおり申請します。 年 月 日 五霞町長 様 <div style="text-align: right;">                     申請者住所                      (受給者又は                      保護者等) 氏名 ㊦                 </div>			

# 五霞町医療費助成に関する条例施行規則

様式第4号(第7条関係)

※ 太枠の中すべて記入してください。

五霞町医療費助成申請書				
受給者氏名				男 女
保険種別	国・社・退・国組	生年月日	年 月 日	
医療機関等の所在地及び名称又は氏名				
医療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット その他( )	医療を受けた月	年 月 分	
医療機関で支払った金額 (医療保険各法の一部負担額)	円			
<p>上記のとおり医療費の助成を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>五霞町長 様</p> <p>申請者 住所 五霞町 (受給者又は保護者) 氏名 ㊟</p> <p>(注)押印は、署名(自筆)の場合には必要ありません。 押印をば印に代えることは差し支えありません。</p>				
<p>(注) 1 添付書類</p> <p>① 医療機関が発行する領収書又は療養費に関する証明書若しくは附加給付に関する証明書</p> <p>② 高額療養費、附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書</p> <p>2 申請者が医療機関で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額、高額療養費等を控除した額を助成されます。</p> <p>3 ※欄は、町で記入します。</p>				

※町記入欄

※ 支 給 内 訳	領収書等の金額		患者負担割合金額	入院日数	入院自己負担金
		円	① ( 割 ) 円	300円× 日	② 円
	控除内訳	他法公費負担額	円	附加給付額	円
		高額療養費	円	控除額計	③ 円
		交付決定額	①-②-③ 円		



# 五霞町医療費助成に関する条例施行規則

様式第5号(第8条関係)

五霞町医療費助成決定通知書	
年 月 日	
様	
五霞町長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けで申請のありました 様に係る医療費について、審査の結果、次のとおり決定しましたのでお知らせします。	
なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。	
また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内(この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、五霞町を被告として(訴訟において五霞町を代表する者は、町長となります。)、提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	
1 承認	
支給額	円
支払期日	月 日
2 不承認 一部不承認	
理由	

## 五霞町医療費助成に関する条例施行規則

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)